マ国際機関）	20.6％	ユーロ	2,858	2,322	2,054	1,786
1,607	1,429	』				

に改める。

附　則

この政令は、令和六年一月一日から施行する。

外務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　岸田　文雄

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十二月二日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
防衛大臣　木原　稔

統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十五号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第三欄第五号を削り、同欄第六号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項（その他の事務に係る部分に限る。）第三欄中第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第四欄第八号中「この項第三欄第六号」を「この項第三欄第五号」に改め、同表備考第一号中「同項第三欄第九号」を「同項第三欄第八号」に、「同欄第十三号及び第十四号」を「同欄第十二号及び第十三号」に改め、同表備考第二号中「以外の場合」を削り、「ついては」の下に「、都道府県知事は、同項第三欄第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事務は行わないものとし」を加え、「同項第四欄第一号から第五号まで、第十二号及び第十三号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

計量単位令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十六号

計量単位令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四ヨタの項の前に次のように加える。

クエタ	十の三十乗
ロナ	十の二十七乗

別表第四に次のように加える。

ロント	十の二十七乗分の一
クエクト	十の三十乗分の一

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄